

介護保険サービス事業者

サービス提供事業者名	所在地	電話番号	居宅サービス										施設サービス			地域密着型サービス					介護予防総合事業通所型サービス	介護予防総合事業訪問型サービス	
			居宅介護支援事業所	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	訪問入浴介護	通所介護(デイサービス)	通所リハビリ(デイケア)	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定施設入居者生活介護	特別養護老人ホーム	介護医療院	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	小規模特別養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護			地域密着型通所介護
① 網走市社会福祉協議会	北11条東1丁目10	43-2537	○																			□	
② なないろ館	南6条東3丁目	67-5516							◎			○						○					
③ レインボーハイツ あいむデイサービスセンター	南4条西2丁目9	61-6551					○															□	
④ 大曲レインボーハイツ	大曲2丁目21-5	43-0155																○					
⑤ 向陽ヶ丘レインボーハイツ	向陽ヶ丘2丁目1-7	43-6051															○	○					
⑥ レインボーハイツ	南6条東6丁目8-3	67-7775	◎	○			○														□	□	
⑦ いせの里	潮見192	45-4018	◎	○				◎		◎	◎		○								□		
⑧ 網走地域ケアプラン相談センター	北4条西8丁目1-8	67-6300	◎		◎																		
⑨ 老健あるかさる	桂町4丁目7-11	61-6163			◎	◎		△	◎	◎			○										△
⑩ 介護支援センター オリーブ	南2条東1丁目4-2	67-8307	◎																				
⑫ 網走中央病院 居宅介護支援事業所すずらん	南7条西1丁目	43-7272	◎																				
⑬ 網走厚生病院	北6条西1丁目	43-3157	◎		◎																		
⑭ 網走記念病院	潮見153-1	61-0101	◎	○	◎	◎			◎	◎		○								○	□	□	
⑮ よってけ家はまなす駒場	駒場北6丁目1-24	43-1139															◎						
⑯ アースサポート網走	北5条西4丁目2-1	45-0900					◎																
⑰ ファミールみどり	緑町1番10-6	44-6282														◎	◎			○			
⑱ いこい	天都山54-75	61-2301														◎	◎						
⑲ あとれ	呼人519-17	61-5363														◎							
㉑ すろー・らいふ台町	台町2丁目7番	61-6131														◎	◎						
㉒ 夢ふうせん陽だまり	駒場南6丁目4番	45-3140														◎							
㉓ ニチケアセンター網走	潮見1丁目358	61-1631														◎							
㉔ 夢ふうせんめぐみ	駒場南2丁目7-28	67-4678														◎							
㉕ ケアサービス・森の灯りはまなす	つくしヶ丘3丁目9-1	43-1816	◎	○												◎			○	○	□	□	
㉖ あお家具店メディカルショップ	南5条東3丁目	44-5368								◎													
㉗ 介護ショップあばしり こばやし	桂町5丁目3-1	44-7271								◎													
㉘ 花・水・木	二ツ岩1-1	44-1288									◎												
㉙ Office言の葉	天都山12-21	67-8474								◎													
㉚ カラダラボ網走	南3条東3丁目	67-7168					○															□	
㉛ 花・水・木 駒場	駒場北1丁目3-21	67-5688														◎	◎						
㉜ グループホームすまいる	呼人214-2	48-2013														◎							
㉝ ふれあい館	大曲2丁目20-1	43-2011									◎												
㉞ 網走中央病院	南6条東1丁目	44-8611			△	◎							○										
㉟ ひかりサロン網走	駒場北5丁目83	67-6738																				□	

令和8年4月現在 ○…介護サービスのみ提供 ◎…介護サービスと介護予防サービスを提供 △…休止中 □…要支援、総合事業対象者にサービスを提供

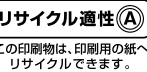
地域包括支援センター

① りんく	南2条東1丁目4-2	67-8305	※担当地域は1ページをご覧ください
⑦ マウニ	つくしヶ丘3丁目9-1	45-2730	

介護保険いきいきガイドブック

網走市 健康福祉部 介護福祉課
〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地
電話：0152-67-5429（介護保険係） 67-5430（高齢者福祉係）
FAX：0152-44-0077
ホームページアドレス <https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>

発行 2026.6



禁無断転載©東京法規出版
KG012570—S15

介護保険 いきいき ガイドブック



網走市

令和8年度 介護保険制度のおもな改正ポイント



令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました。(P28～29)

それぞれの段階を分ける基準となる金額が、80万9,000円から82万6,500円に変わりました。

令和8年8月から

- 高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わります。(P9・P21)

高額介護サービス費の住民税非課税世帯等の支給要件と、特定入所者介護サービス費の第2段階と第3段階①の支給要件が、80万9,000円から82万6,500円に変わります。

- 施設サービス等を利用した際の基準費用額(食費)と、低所得者の負担限度額(居住費等・食費)の一部が変わります。(P21)

も
く
じ

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように 1

介護保険のしくみ

介護保険について 2

サービスの利用のしかた

サービスを利用するために 4
ケアプランの作成 6
サービスの利用者負担 8

利用できるサービス

サービスについて 11
介護予防・日常生活支援総合事業 24
高齢者への福祉サービス 26

介護保険料

65歳以上の人の介護保険料 28

医療機関・介護事業者

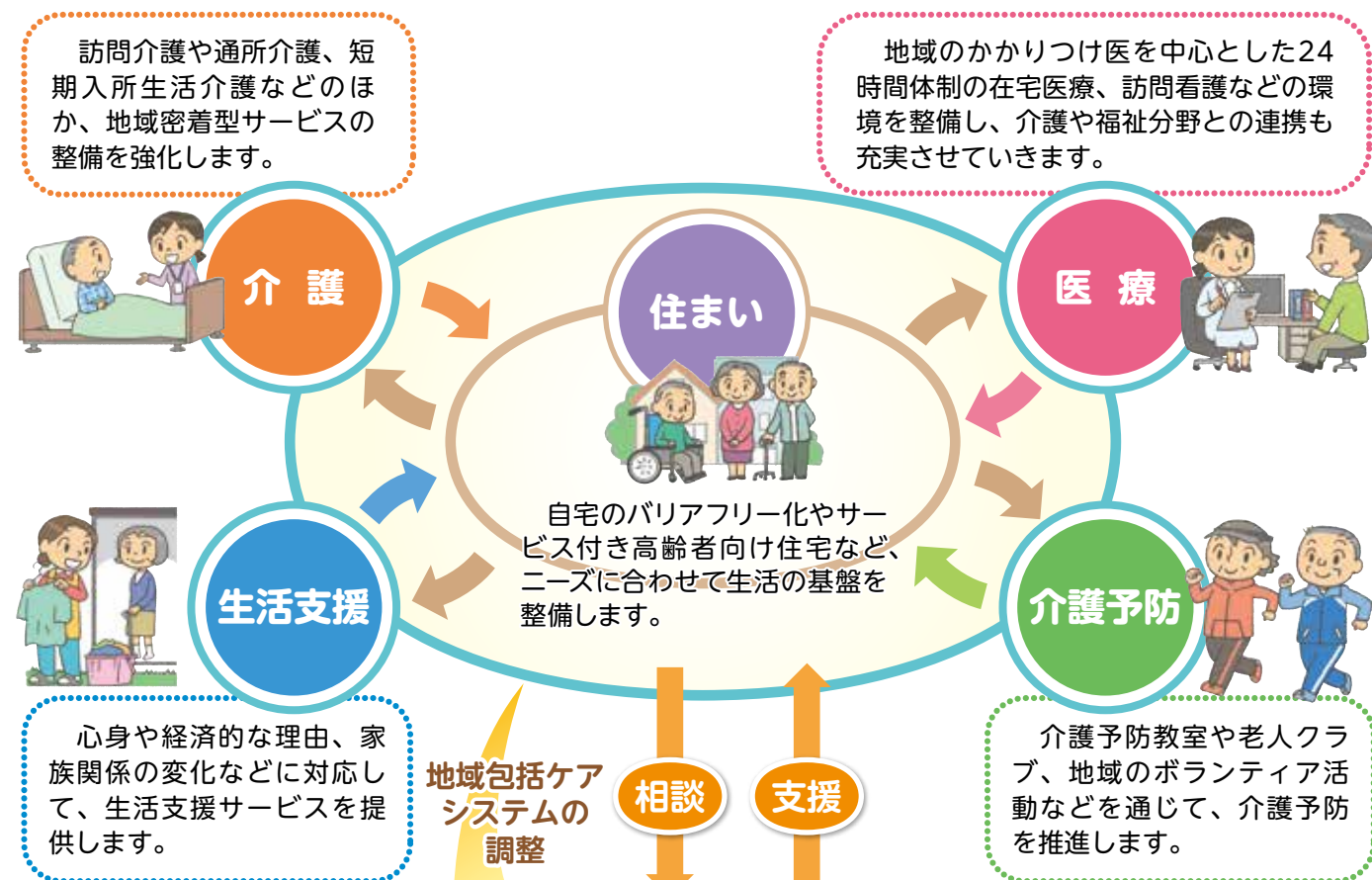
医療機関 32
歯科医院・薬局 34
網走市医療・介護マップ 36
介護保険サービス事業者 裏表紙

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。



地域包括支援センター

市区町村と協力しながら、地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などを見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する地域包括ケアシステムの調整役です。

名 称	網走市地域包括支援センターりんく	網走市地域包括支援センターマウニ
所在地	網走市南2条東1丁目4-2 電話 67-8305	網走市つくしヶ丘3丁目9-1 電話 45-2730
担当圏域及び地域	【北圏域、中央・西圏域】 北東、海岸町、北西、緑町、ニツ岩、明治、向陽ヶ丘、南東、港町、南西、錦町、台町、桂町、新町、大曲、三眺、天都山、能取、平和、卯原内、越歳、嘉多山、二見ヶ岡	【東・呼人圏域、南圏域】 駒場南、駒場北、潮見、呼人、八坂、東網走、中園、つくしヶ丘、鱒浦、豊郷、藻琴、昭和、山里、稲富、北浜、丸万、実豊、音根内、栄、浦士別、清浦

介護保険について

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

介護保険加入者（被保険者）

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料（サービスの利用者負担割合分）を支払います。

65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人

（どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません）



40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人

（交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

こんなときに使います

要介護（支援）認定の申請
介護や支援が必要となり、要介護（支援）認定の申請をするとき。

ケアプランなどの作成
ケアプランなどの作成依頼を市区町村に届け出るとき。

サービスの利用
サービスを利用するとき。

要介護（支援）認定の申請

要介護（支援）認定、保険証の交付

負担割合証の交付

保険料の納付

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。P7へ



- 介護予防事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

サービスの提供

利用料（利用者負担分）の支払い

網走市（保険者）

介護保険制度は、みなさんが住んでいる市区町村が運営しています。



- 制度を運営します
- 要介護（支援）認定を行います
- 保険証を交付します
- 負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します

介護報酬の請求

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供していきます。事業者の指定は6年ごとの更新制です。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します

サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市役所の窓口で相談しましょう。

1 相談します

地域包括支援センターや市役所の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい人



介護予防・
生活支援サービス
事業

(介護予防・日常生活支援総合事業)
を利用したい人

2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、市役所の窓口で申請します。



※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証 (65歳以上の人の場合)
- 医療保険に加入していることが確認できるもの (40~64歳の人の場合)

2 基本チェックリストを受けます

地域包括支援センターや市役所の窓口で、心身や日常生活の状態など(生活機能)を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)となります。

生活機能とは?

人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。



P6へ

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規6か月、更新12か月(月の末日までの期間+有効期間)です。

更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

●交通事故等(第三者行為)によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。ただし、示談が成立すると示談の内容が優先されてしまいますので、示談の前に必ず市役所の窓口にご連絡ください。

3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定(一次判定)され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定(二次判定)されます。

介護認定調査員

認定調査のために自宅を訪問する、市役所の職員や市役所から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。

主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定審査会

市区町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。



4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に市役所から送られてきます。

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

P6へ

要介護 1~5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

P6へ

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

P6へ

認定結果に納得できないときは?

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは市役所の窓口で相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

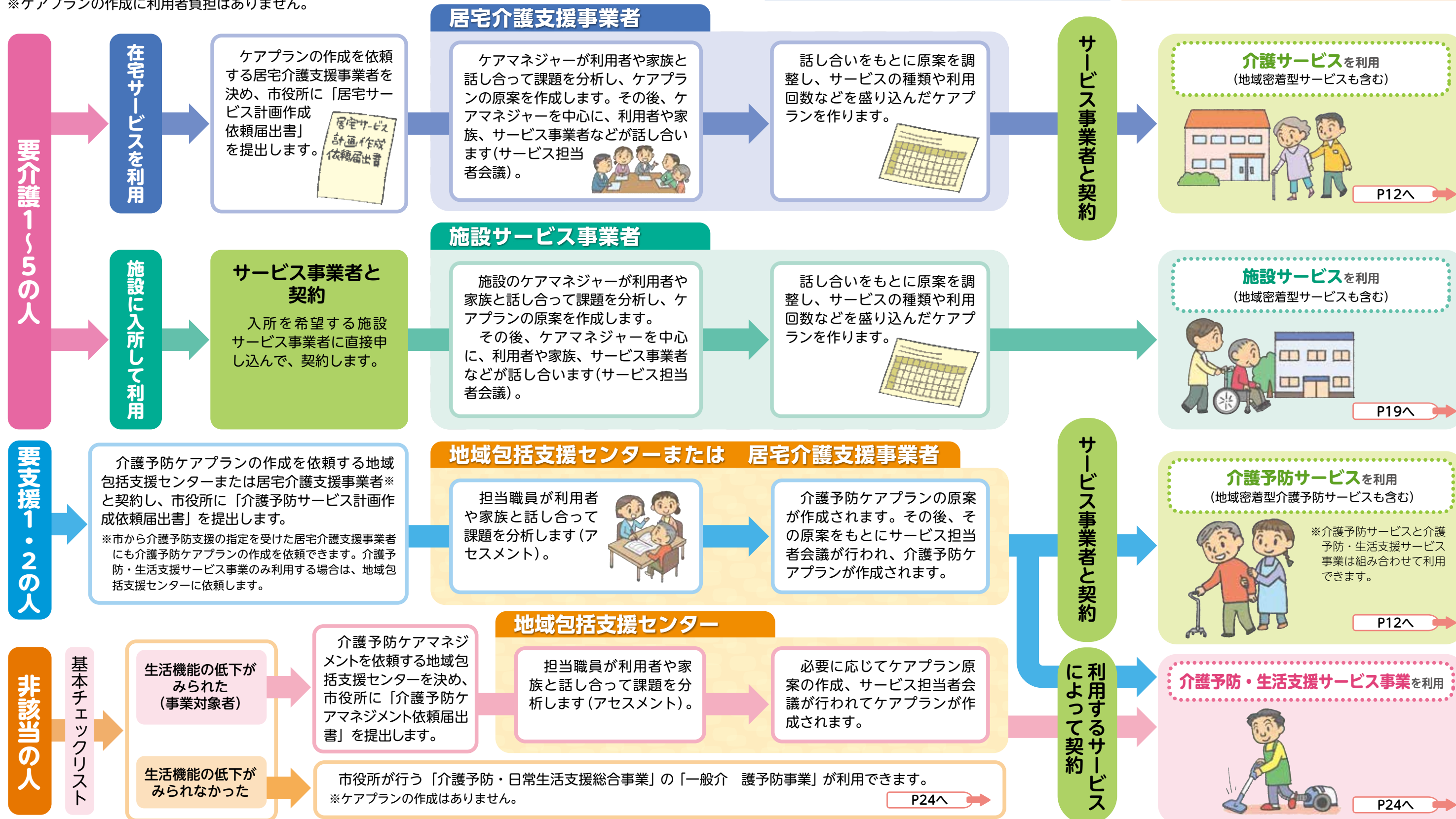
ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※40～64歳の方は、要支援1・2の方のみ介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。

※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

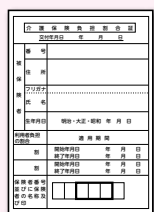
介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

利用者負担の割合

3 割	①②の両方に該当する人 ① 本人の合計所得金額※1が220万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が ・単身世帯＝340万円以上 ・2人以上世帯＝463万円以上
2 割	①②の両方に該当する人 （3割の対象とならない人で①②の両方に該当する人） ① 本人の合計所得金額※1が160万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が ・単身世帯＝280万円以上 ・2人以上世帯＝346万円以上
1 割	上記以外の人

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です（介護保険が負担する分も含んだ額です）。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP8参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限（1か月） **令和8年8月から** 下線部が82万6,500円に変わります。

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得690万円以上	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●一般	44,400円
●住民税非課税世帯等	24,600円
●合計所得金額※および課税年金収入額の合計が80万9,000円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

■市役所に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、31万円となります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

利用者負担の軽減について

社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が、次の介護サービスの自己負担を軽減する場合があります。（申請が必要です。）

対 象 者	市民税非課税世帯の人など（介護保険料の所得段階が第1～3段階の人）で、 ①年間収入が150万円以下（単身）※1 ②預貯金等の額が350万円以下（単身）※2 ③日常生活のために必要な資産以外の資産がない ④親族等に扶養されていない ⑤介護保険料の滞納がない のいずれにも該当する方
対象サービス	社会福祉法人が実施する ①訪問介護 ②通所介護 ③短期入所生活介護 ④特別養護老人ホーム ⑤小規模特別養護老人ホーム ⑥認知症対応型通所介護 ⑦小規模多機能型居宅介護
軽 減 率	・ サービス費、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費 自己負担額から25％軽減されます。 ※介護保険負担限度額認定が非該当の方は、施設サービス※3利用時の食費・居住費（滞在費）は、軽減対象外となります。

※生活保護受給中の方は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の個室の居住費（滞在費）のみが軽減の対象になります。

※1 世帯員が1人増える毎50万円加算

※2 世帯員が1人増える毎100万円加算

※3 特別養護老人ホーム、小規模特別養護老人ホーム、短期入所生活介護

要介護認定を受けている人の所得税等控除について

介護保険の要介護認定を受けている人は、その状態により所得税および道・市民税の障害者控除を受けることができます。 担当窓口：社会福祉課障がい福祉係（TEL：67-5425）

高齢障がい者の利用者負担軽減制度

下記の対象者が、介護保険移行後に利用した軽減対象の介護保険サービスの利用者負担の全部または一部が償還されます。

対 象 者	①65歳に達する前5年間、特定の障がい福祉サービスの支給決定を受けていたこと。 ②利用者と配偶者が65歳に達する年度（65歳に達する日の前日が4～6月の場合は前年度）において、市民税非課税または生活保護受給者であったこと。 ③障害支援区分が「2」以上であったこと。 ④65歳に達するまで介護保険法による保険給付を受けていないこと。
対象サービス	①ホームヘルプ ②デイサービス ③ショートステイ

償還を受ける際には、事前に社会福祉課障がい福祉係で申請手続きが必要です。

サービスについて

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。必要なときに必要なサービスを利用しましょう。



- 利用者の負担は、原則として「サービス費用のめやす」の1割、2割、または3割※です。サービスによっては食費や居住費等、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容や地域による加算などがあります。

※利用者負担の割合については、P8を参照してください。

●…在宅サービス ◆…施設サービス ★…地域密着型サービス
 P12～18 P19・20 P22・23

こんなときは…

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

寝たきりでも自宅で入浴したいときは？

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

家族の介護の手を休めたいときなどは？

老人ホームなどでサービスを受けたいときは？

こんなサービスがあります！

●訪問介護／訪問型サービス …… P12
 ●訪問入浴介護 …… P13

●訪問リハビリテーション …… P13
 ●訪問看護 …… P13
 ●居宅療養管理指導 …… P16

●訪問入浴介護 …… P13

●通所介護／通所型サービス …… P14
 ●通所リハビリテーション …… P14
 ★認知症対応型通所介護 …… P22
 ★地域密着型通所介護 …… P22

●通所介護／通所型サービス …… P14
 ●通所リハビリテーション …… P14
 ●短期入所生活介護 …… P15
 ●短期入所療養介護 …… P15
 ★認知症対応型通所介護 …… P22
 ★地域密着型通所介護 …… P22

●特定施設入居者生活介護 …… P16
 ★地域密着型特定施設入居者生活介護 …… P23

家庭での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 P17
- 特定福祉用具販売 P17
- 住宅改修費支給 P18

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- ◆介護老人福祉施設 P19
- ◆介護老人保健施設 P19
- ◆介護医療院 P20
- ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護... P23

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

- ★小規模多機能型居宅介護 P23

認知症に対応したサービスを受けたいときは？

- ★認知症対応型共同生活介護 P22
- ★認知症対応型通所介護 P22

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護 1～5 の人 訪問介護

内 容	利用時間など	サービス費用のめやす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	3,870円
生活援助が中心	45分以上の場合	2,200円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	970円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

要支援 1・2 の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者 P25へ➡

ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

内 容	サービス費用のめやす（1ヶ月あたり）
週1回程度の利用	11,760円
週2回程度の利用	23,490円

●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。



要支援 1・2 の人 介護予防訪問入浴介護

要介護 1～5 の人 訪問入浴介護

	要介護度	サービス費用のめやす
1回につき	要支援 1・2	8,560円
	要介護 1～5	12,660円

●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。



要支援 1・2 の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護 1～5 の人 訪問リハビリテーション

	要介護度	サービス費用のめやす
1回（20分以上）につき	要支援 1・2	2,980円
	要介護 1～5	3,080円

●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。



要支援 1・2 の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす （訪問看護ステーションから訪問の場合）	サービス費用のめやす （病院・診療所から訪問の場合）
20分未満の場合	3,030円	2,560円
30分未満の場合	4,510円	3,820円

要介護 1～5 の人 訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす （訪問看護ステーションから訪問の場合）	サービス費用のめやす （病院・診療所から訪問の場合）
20分未満の場合	3,140円	2,660円
30分未満の場合	4,710円	3,990円

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

● 通所して利用するサービス



通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

要介護1～5の人 **通所介護**

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満の場合 〈送迎を含む〉	要介護 1	6,580円
	要介護 2	7,770円
	要介護 3	9,000円
	要介護 4	10,230円
	要介護 5	11,480円

通所型サービス

要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービス事業対象者

P25へ➡

（介護予防通所介護相当サービス）

通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

内 容	サービス費用のめやす（1ヶ月あたり）
週1回程度の利用	17,980円
週2回程度の利用	36,210円

（通所型基準緩和サービス）

内 容	サービス費用のめやす（1ヶ月あたり）
週1回程度の利用	14,690円
週2回程度の利用	29,580円

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。



要支援1・2の人 **介護予防通所リハビリテーション**

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき 〈送迎、入浴を含む〉	要支援 1	22,680円
	要支援 2	42,280円

介護予防通所リハビリテーションでは、利用者の目標に応じた「栄養改善」「口腔機能の向上」のサービスも利用できます。

要介護1～5の人 **通所リハビリテーション**

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満の場合 〈送迎を含む〉	要介護 1	7,620円
	要介護 2	9,030円
	要介護 3	10,460円
	要介護 4	12,150円
	要介護 5	13,790円

● 短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人

介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の人

短期入所生活介護



介護老人福祉施設
〔併設型・多床室〕を利用の場合

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援 1	4,510円
	要支援 2	5,610円
	要介護 1	6,030円
	要介護 2	6,720円
	要介護 3	7,450円
	要介護 4	8,150円
	要介護 5	8,840円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人

介護予防短期入所療養介護

要介護1～5の人

短期入所療養介護

介護老人保健施設
〔多床室〕を利用の場合

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援 1	6,130円
	要支援 2	7,740円
	要介護 1	8,300円
	要介護 2	8,800円
	要介護 3	9,440円
	要介護 4	9,970円
	要介護 5	10,520円

ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用するには、下記の点に注意しましょう。

- 連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。

● 有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人 特定施設入居者生活介護

1日につき	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援1	1,830円
	要支援2	3,130円
	要介護1	5,420円
	要介護2	6,090円
	要介護3	6,790円
	要介護4	7,440円
	要介護5	8,130円

住所地特例が適用されます

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

● 居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の人 居宅療養管理指導

〈 単一建物居住者1人に対して行う場合 〉

内 容	利用限度回数	サービス費用のめやす (1回につき)
医師が行う場合	1か月に2回	5,150円
歯科医師が行う場合	1か月に2回	5,170円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	5,660円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	5,180円
管理栄養士が行う場合 (指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合)	1か月に2回	5,450円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	3,620円



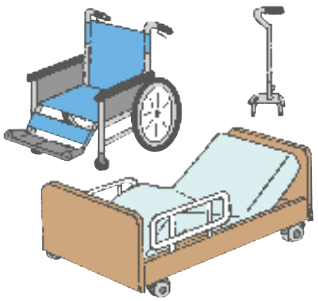
● 福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与

要介護1～5の人 福祉用具貸与



対象となる 福祉用具	要支援 1・2	要介護 2・3	要介護 4・5	 利用できます
	要介護 1			
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●	 尿のみを吸引するものは利用できます
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●	
床ずれ防止用具	×	●	●	 原則として 利用できません
体位変換器	×	●	●	
手すり（工事をとみなさないもの）	●	●	●	 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。  商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
スロープ（工事をとみなさないもの）◆	●	●	●	
歩行器◆	●	●	●	
歩行補助つえ◆	●	●	●	
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●	
移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	●	●	
自動排泄処理装置	▲	▲	●	
◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。				

サービス費用のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割、2割、または3割を負担します。

● 福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売

申請が必要です

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援1・2の人 特定介護予防福祉用具販売 要介護1～5の人 特定福祉用具販売

対象となる 福祉用具	●腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●排泄予測支援機器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分
	次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。 ●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割は差し引かれます）に購入費が支給されます。

●網走市では、利用者は利用者負担分のみを事業者支払い、残りは市から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度があります。くわしくは市役所またはケアマネジャーへお問い合わせください。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給 事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

網走市独自サービス

利用者負担額は、一住居につき30万円の利用限度内で、改修費の1割です

●ロードヒーティング施工費の支給

冬期間の歩行の安全などを目的とした、ロードヒーティング施工費用の一部を支給

【対象】 要介護1～5に認定された高齢者のみの世帯の人など
【対象範囲】 幅1.5メートルまで

●いす式階段昇降機設置工事費の支給

自宅の階段を安全に昇り降りするための工事費の一部を支給

【対象】 要介護1～5に認定され、1人で階段の昇降が困難な人

※制度の詳細は、市役所かケアマネジャーにご確認ください。

住宅改修費の支給について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日30万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割は差し引かれます）に改修費が支給されます。

●網走市では、利用者は利用者負担分のみを事業者に支払い、残りは市から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度があります。くわしくは市役所またはケアマネジャーへお問い合わせください。

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

網走市へ **事前に申請** / 網走市の確認・承認

工事の実施・完了 / 支払い

網走市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの
- 住宅の所有者の承諾書
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合

工事後に提出する書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付

※市役所の確認・承認前に工事を実施した場合は、住宅改修費は支給されません。

施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP21をご覧ください。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人 介護老人福祉施設

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1※	5,890円	5,890円	6,700円
要介護2※	6,590円	6,590円	7,400円
要介護3	7,320円	7,320円	8,150円
要介護4	8,020円	8,020円	8,860円
要介護5	8,710円	8,710円	9,550円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人 介護老人保健施設

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	7,170円	7,930円	8,020円
要介護2	7,630円	8,430円	8,480円
要介護3	8,280円	9,080円	9,130円
要介護4	8,830円	9,610円	9,680円
要介護5	9,320円	10,120円	10,180円



●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

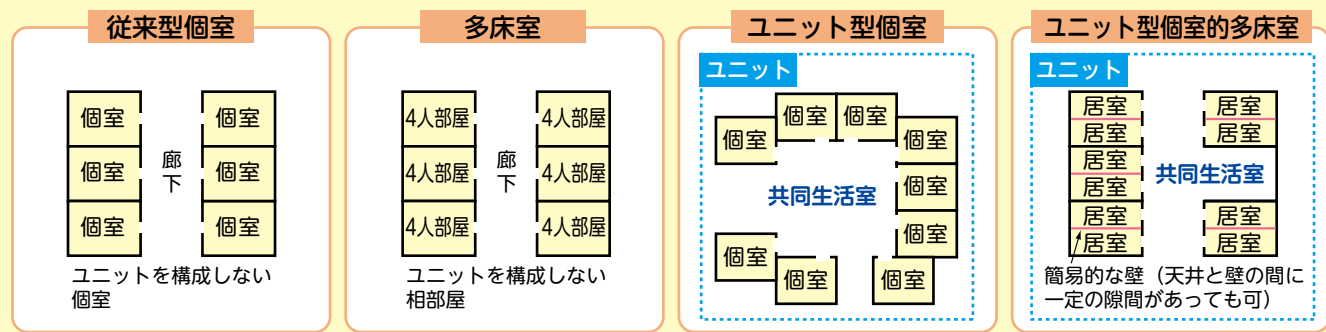
要介護1～5の人 介護医療院

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	7,210円	8,330円	8,500円
要介護 2	8,320円	9,430円	9,600円
要介護 3	10,700円	11,820円	11,990円
要介護 4	11,720円	12,830円	13,000円
要介護 5	12,630円	13,750円	13,920円



■介護施設の部屋のタイプについて

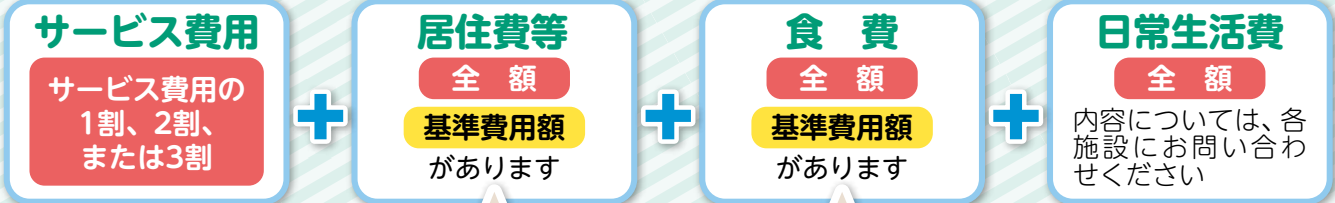


- 個室：壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋
- ユニット：少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの



施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割、2割、または3割、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額 居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額〈1日につき〉 **令和8年8月から** 食費が【 】内の金額に変わります。

居住費等				食 費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円、697円※ (915円)	1,445円 【1,545円】

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額になります。
※「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）を利用した場合は、697円になります（短期入所療養介護も含む）。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。
※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

■負担限度額〈1日につき〉 **令和8年8月から** 下線部が82万6,500円に変わります。

利用者負担段階		居住費等				食 費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の 受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+合計所得金額※+非課税年金 収入額が80万9,000円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+合計所得金額※+非課税年金 収入額が80万9,000円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
第3 段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入額+合計所得金額※+ 非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】 (880円) 【(980円)】	430円 【430円】 【530円】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。
※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に
係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、
土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
令和8年8月から 一部の居住費等・食費が【 】内の金額に変わります。第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設（短期入所
生活介護も含む）と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院（いずれも8㎡/人以上に
限る。短期入所療養介護も含む）を利用した場合は530円になります。それ以外の施設は430円です。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、下記の場合
 - ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金などが単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金などが単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金などが単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合
- ※第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。
※生活保護の受給者に預貯金等の要件はありません。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



〈ユニット数2の場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援2	7,490円
	要介護1	7,530円
	要介護2	7,880円
	要介護3	8,120円
	要介護4	8,280円
	要介護5	8,450円

※30日以内の短期利用もできる場合があります。

要支援2の人

介護予防認知症対応型共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

要介護1～5の人

認知症対応型共同生活介護

日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

地域密着型通所介護

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上 8時間未満 の場合	要介護1	7,530円
	要介護2	8,900円
	要介護3	10,320円
	要介護4	11,720円
	要介護5	13,120円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1～2の人

介護予防認知症対応型通所介護

要介護1～5の人

認知症対応型通所介護

〈単独型を利用する場合〉

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上 8時間未満 の場合	要支援1	8,610円
	要支援2	9,610円
	要介護1	9,940円
	要介護2	11,020円
	要介護3	12,100円
	要介護4	13,190円
	要介護5	14,270円

通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。



要支援1・2の人

介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人

小規模多機能型居宅介護

このサービスを利用している間は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外の在宅サービス、その他の地域密着型サービスは利用できません。

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき	要支援1	34,500円
	要支援2	69,720円
	要介護1	104,580円
	要介護2	153,700円
	要介護3	223,590円
	要介護4	246,770円
	要介護5	272,090円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈ユニット型個室を利用する場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要介護1※	6,820円
	要介護2※	7,530円
	要介護3	8,280円
	要介護4	9,010円
	要介護5	9,710円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

現在、網走市でこのサービスを提供している事業所はありません。

●看護小規模多機能型居宅介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護

小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど）のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1～5の人

地域密着型特定施設入居者生活介護

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要介護1	5,460円
	要介護2	6,140円
	要介護3	6,850円
	要介護4	7,500円
	要介護5	8,200円

介護予防・日常生活支援 総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービスを利用できます。



●介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市区町村ごとに異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援1・2の人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者
(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

※40～64歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

一般介護予防事業

対象者

- 65歳以上のすべての人

※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。



介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- 介護サービス事業者による、介護予防訪問介護と同様のサービス **P12へ**

- 買物支援サービス **利用者負担：100円/時間（週1回まで）**

買物に行くことが困難な方を対象に、買物代行サービスを提供します。

- らくらす（訪問型短期集中予防サービス） **利用者負担：300円/20分（週1回・全12回）**

心身の状況により、通所型サービスへの参加が困難な方を対象に、リハビリ専門職が居宅を訪問し、個々の心身機能に合わせたリハビリテーションを行います。



通所型サービス

- 介護サービス事業者による、介護予防通所介護と同様のサービス **P14へ**

- 介護サービス事業者による、通所型基準緩和サービス **P14へ**

- いきいき教室 **利用者負担：1,400円/月・給食費：400円/回**

郊外地区にお住まいの方を対象に、地域のコミュニティセンター等に職員を派遣し、介護予防に資する教室を開催します。4会場で週1回実施しています。

- 買物リハビリ **利用者負担：425円/回**

買物を通じた身体機能の維持向上や脳の活性化を図ることを目的として、スーパーマーケットなどへの送迎と専門職による買物時の付き添い支援を行います。

- はつらつ筋力向上トレーニング **利用者負担：300円/回（週2回・全24回）**

筋力や柔軟性などの運動器の機能低下がみられる人のためのプログラムです。市が委託する整骨院で筋トレや柔軟体操を行うことで、運動機能を向上します。



その他の生活支援サービス

- さわやか収集 **利用者負担：無料**

家庭から排出されるごみをごみステーションに出すことが困難な世帯を対象に、戸別にごみステーションまで出すとともに、声掛けによる見守りを行います。

一般介護予防事業

- 高齢者ふれあいの家

介護予防と生きがいづくりを促進するため、ボランティア団体（地域住民グループ）を育成し、地域にふれあいの家を開設しています。市内13箇所で週1回開設され、多くの高齢者が楽しく過ごしています。また、ふれあいの家でお手伝いいただけるボランティアの方も募集しています。

- すこやか宅配プログラム

介護を必要とする状態になることを予防できるよう、地域の集まり等に講師を派遣して介護予防に関する講座を開催します。開催希望がありましたらご相談ください。

- らくらく健康トレーニング

筋力トレーニングの機会を提供し、身体機能の維持向上、転倒骨折予防、閉じこもり防止を図り、活力ある生活が送れるよう支援します。市内6箇所で週1回実施しています。

- フィットネス教室

早期に運動への取り組みを習慣化することを目的としたフィットネス教室を開催しています。

- スポーツ吹矢教室

喘息の改善や嚥下機能の向上等の健康及び介護予防効果が期待されるスポーツ吹矢教室を開催しています。

高齢者への福祉サービス

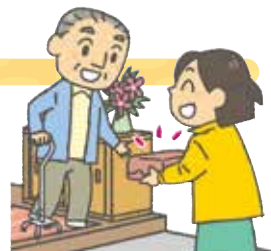
在宅で生活する高齢者等と、そのご家族を対象とした福祉サービスをご紹介します。

生活への不安を解消するために

- 緊急通報システム** 利用者負担：前年度の課税所得額による
緊急時にボタンを押すだけで消防署に通報できる機器をお貸しします。

- ふれあいほっとコール** 利用者負担：無料
高齢者世帯または介護家族を対象に、週一回の電話訪問により、孤独感の解消や福祉サービスなどに関する相談・助言、関係機関との連絡調整を行います。

- あんしんハローライト【高齢者等見守り支援事業】** 利用者負担：無料
トイレ等の毎日使う場所に通信機能付き「ハローライト電球」を付けて、点灯／消灯の状態を24時間計測し見守ります。点灯／消灯の動きがない場合、異常を感知してメールで通知します。



家事などが困難な方に

- 食の自立支援** 利用者負担：有
食事を作ることが困難な方を対象に、バランスのとれた食事（夕食のみ）をお届けするとともに、声掛けによる安否確認を行います。

- 寝具乾燥サービス** 利用者負担：無料
寝具類の乾燥が困難な方を対象に、春と秋の年2回、寝具類の乾燥を行います。

- 除雪サービス** 利用者負担：除雪範囲及び前年度市民税課税状況による
冬期間の除雪が困難な方を対象に、外出や災害等の緊急時に必要な通路を除雪します。

外出が困難な方に

- 訪問理美容サービス** 利用者負担：有 対象者：要介護4・5の方
在宅で生活する高齢者等で、理美容院に行くことが困難な方を対象に、訪問による調髪料金の一部を助成します。

- 移送サービス** 助成額：乗車基本料24回分(上限・機器使用加算有) 対象者：要介護4・5の方
福祉ハイヤー等の専用車両でなければ外出できない在宅で生活する高齢者等を対象に、乗車及びストレッチャー等の機器使用に係る料金の一部を助成します。

介護予防・生きがいのために

- 介護支援ボランティアポイント事業** 対象者：18歳以上の市民（高校生を除く）
ボランティア活動を通じた社会参加・地域貢献を行うことにより、高齢者自身の健康増進・介護予防、若年層を含めた地域の助け合いや介護予防への関心向上を図るため、ボランティア活動実績に応じてポイントを付与し、ポイントに応じてリフレッシュや移動支援・健康増進などに利用できる「ボランティア応援券」を交付します。

- スポーツ・趣味などの振興**
健康増進と生きがいのづくり・外出機会の確保のために、パークゴルフ大会やシニア料理教室の開催、高齢者農園の開設、陶芸教室への支援を行います。

介護するご家族の方に

- 介護用品の支給** 助成額：60,000円(年間限度額) 対象者：要介護4・5の方で前年度市民税が非課税の方
在宅で生活する要介護認定の高齢者を対象に、紙おむつ・尿取りパッドなどの介護用品購入に要する費用の一部を助成します。

- 家族介護者交流事業**
在宅で高齢者等を介護する家族に対し、レクリエーションや介護相談、参加者相互の交流の機会などのリフレッシュできる機会を設けます。

生活支援・社会参加のために

- 高齢者生活総合支援事業** ※前年度市民税が非課税の方のうち、同一世帯に住民税課税者が属していない方
社会参加や健康増進を促進するために、70歳以上の高齢者に対し、公共交通・学習機会の確保・健康増進・生活支援サービスなどに利用できる助成券を交付します。

認知症の方などを支援するために

- 認知症相談専門ダイヤル TEL：67-8475**
認知症の知識や経験を有する専門職が、様々な相談をお受けし内容に応じて、関係機関への連絡調整や紹介を行います。

- 認知症サポーター養成**
認知症について正しく理解し、接することができる認知症サポーターの養成講座を地域や団体の開催希望により実施しています。

- 認知症サポーターのいるお店**
認知症サポーター（認知症サポーター養成講座を受講した方）が勤務する事業所などに「認知症サポーターのいるお店」として登録していただき、地域と連携した見守り体制の構築を進めます。

- 認知症カフェ**
認知症の方とその家族が、市民や認知症専門員と交流を深める「出会える」「わかり合える」「支え合える」場として、認知症カフェ『あえる』を開設しています。気軽な語り、情報交換、相談をすることができます。

- 認知症高齢者等見守り事業**
認知症や障がい等により行方不明になる心配がある方を対象に、事前にご本人の特徴や連絡先、写真等を登録していただき、地域の人の支援を得て早期に発見・保護できるよう捜索協力機関や地域の捜索協力者との連絡体制を作り、本人の安全と家族等への支援を行います。
お知らせメール@あばしり



- 成年後見制度利用支援事業**
親族（4親等内）がなく、判断能力が不十分な認知症高齢者等を対象に、民法で定める成年後見制度の利用に伴う支援を行い、当該高齢者の権利を擁護します。

【相談窓口】

網走市生活サポートセンター“らいと”
網走市北11条東1丁目10（総合福祉センター内） TEL：67-6555

65歳以上の人の 介護保険料

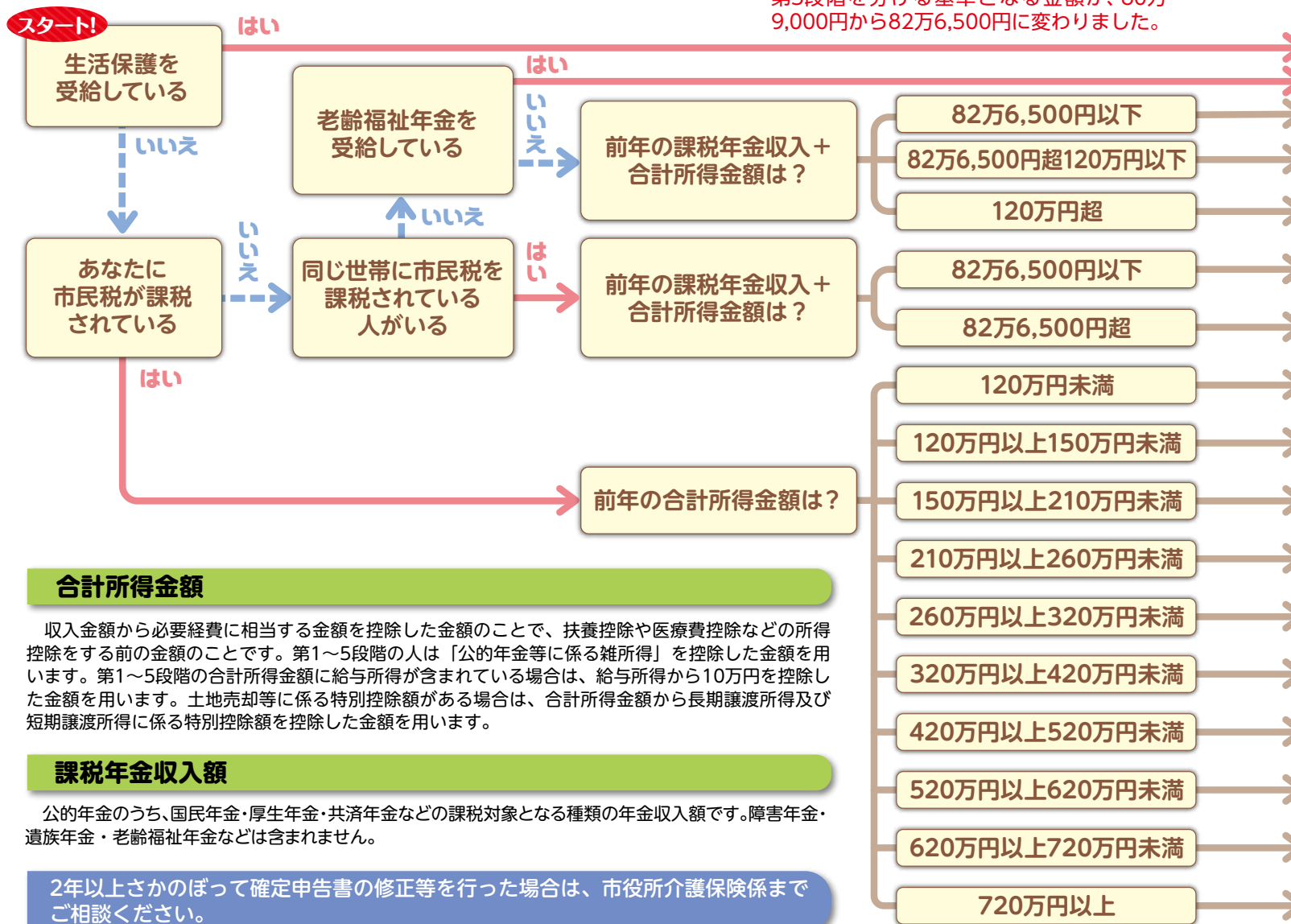


市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

介護保険料の基準額

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{網走市の介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{網走市の65歳以上の人数}}$$

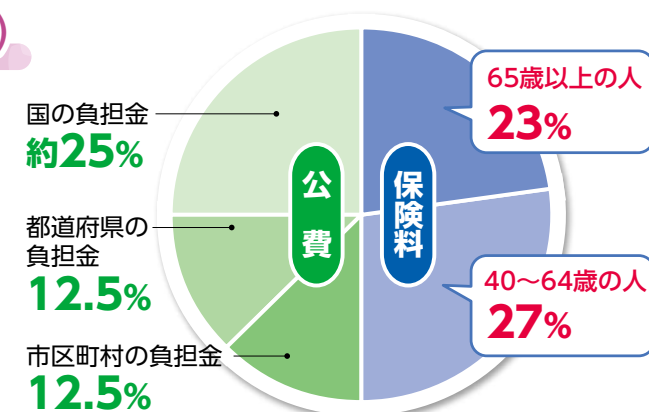
介護保険料の決まり方 (令和6～8年度)



介護保険の財源 (令和6～8年度)

65歳以上の人の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の23%と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



財源の半分が保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。

令和8年度介護保険料の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。

基準額をもとに、所得段階別の保険料が決められます

所得段階	対象者	保険料率 (年額)
第1段階	●生活保護受給の方、老齢福祉年金受給の方で世帯全員が市民税非課税の方、世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入+合計所得金額」が82万6,500円以下の方	基準額×0.285 年額19,800円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入+合計所得金額」が82万6,500円を超え120万円以下の方	基準額×0.485 年額33,800円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入+合計所得金額」が120万円超の方	基準額×0.685 年額47,700円
第4段階	●本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の「課税年金収入+合計所得金額」が82万6,500円以下の方	基準額×0.875 年額60,900円
第5段階	●本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の「課税年金収入+合計所得金額」が82万6,500円超の方	基準額 年額69,600円
第6段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2 年額83,500円
第7段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	基準額×1.3 年額90,500円
第8段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満の方	基準額×1.4 年額97,400円
第9段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が210万円以上260万円未満の方	基準額×1.5 年額104,400円
第10段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が260万円以上320万円未満の方	基準額×1.6 年額111,300円
第11段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7 年額118,300円
第12段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9 年額132,200円
第13段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1 年額146,100円
第14段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3 年額160,100円
第15段階	●市民税課税の方 前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4 年額167,000円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

介護保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月※）の分から、原則として年金から納めます。

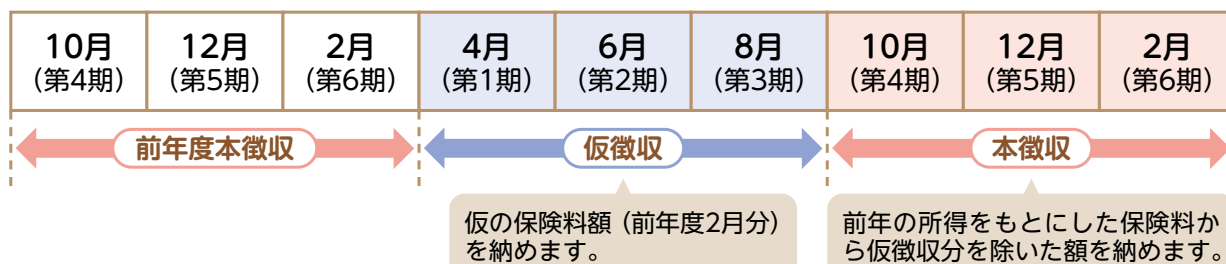
※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日になります。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

年金が年額18万円以上の人 年金から差し引かれます（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

- 前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮に算定された保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- など

年金が年額18万円未満の人 納付書、口座振替で納付（普通徴収）

網走市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納め忘れのない
便利で確実な

口座振替
が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印

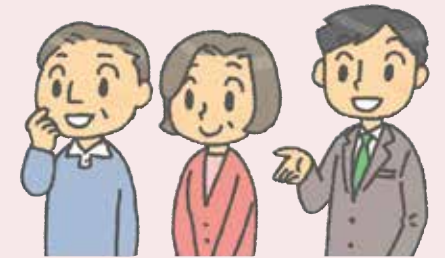


★これらを持って網走市内の金融機関や市役所窓口で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などは、納付書で納めることになります。

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。



例 10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から

●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉



保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、お早めに担当窓口までご相談ください。

●1年以上滞納すると
(納期限から1年経過)

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると
(納期限から1年6か月経過)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

●2年以上滞納すると
(納期限から2年経過)

サービスを利用するときの利用者負担が1割または2割から、3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割（P8参照）の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

40～64歳の人（医療保険加入者）の介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与および賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

医療機関

	医療機関名 住 所	電話番号	診療科	受付時間	
				午 前	午 後
①	金川医院 南2条西2丁目10番地	43-2884	産婦人科	月～金 9:00～16:30	
②	桂ヶ丘クリニック 桂町4丁目7番11号	61-6161	内科	月～木 8:30～11:30	休 診
			整形外科	月1回 8:30～11:30	月1回 13:00～16:00
			脳神経外科	毎週月曜 第1・3金曜 8:30～11:30	訪問診療
			精神科	第4木・金 8:30～11:30	訪問診療
			神経内科	第2金 8:30～11:30	訪問診療
			外来特記事項	てんかん外来：第4火 14:00～16:00 精神科外来：完全予約制。新規受診は事前に要問い合わせ。	
③	網走皮膚科 クリニック 南6条西1丁目6-1	43-2409	皮膚科	月・火・木・金 土 9:00～12:00 (診療時間)	月・火・金 14:00～18:00 木 14:00～18:30 (診療時間)
④	(医)網走眼科 つくしヶ丘3丁目3番1-1号	67-4810	眼科	月・水・木 (診療時間) 9:00～12:00	月 15:00～18:00 火・水・木 ※火・水・木曜は 予約優先 14:00～16:00
⑤	医療法人社団 網走中央病院 南6条東1丁目7番地	44-8611	内科・消化器内科	月～木 8:30～11:45	月・水・木 13:00～16:45
⑥	さらしな内科クリニック 駒場南3丁目7-22	61-6116	外科・整形外科	火～金 8:30～11:45	休 診
			呼吸器内科	休 診	火・金 13:00～16:45
⑦	なかむら内科 ハートクリニック 潮見7丁目14-7	67-5111	内科・消化器内科	月・水～金 9:00～13:00	月・水～金 15:00～19:00
				土 9:00～13:00	休 診
⑧	国立眼科クリニック 南4条西4丁目1番地の2	45-2001	眼科	月～金 8:30～12:00	月・火・水・金 14:00～17:30
				第1・3・5土	
				月・火・水・金 9:00～11:30	月・火・水・金 14:00～17:00
⑨	網走記念病院 潮見153番地1	61-0101	内科・呼吸器内科 消化器内科・ リハビリテーション科	月～金 8:00～16:00	月・火・水・金 9:00～11:30
				第2・4土 8:00～11:00	月・火・水・金 9:00～11:30
			循環器内科	火・水 8:00～11:00	休 診
				第2・4土 8:00～11:00	休 診
			整形外科	月～金 8:00～15:00	月・火・水・金 8:00～11:00
				木・第2・4土 8:00～11:00	休 診
			泌尿器科	月・火・水・金 8:00～16:00	
			皮膚科	月・火・木・金 8:00～15:00	
			脳神経外科	月 8:00～15:00	月・火・水・金 8:00～11:00
				火・水・木・金 第2・4土 8:00～11:00	休 診

救急安心カード制度について

- 救急安心カードに、本人の個人情報を入力します。
もしもの時に安全と安心を確保するために、医療・薬剤情報、緊急連絡先など
本人の個人情報を記入して容器に入れておきます。
- 救急安心カードは、容器に入れて冷蔵庫で保管します。
カードを入れる容器は各自でご用意ください。駆けつけた救急救命士などが安心カードをすぐ探
し出すために最適な保管場所は冷蔵庫です。
- 容器と冷蔵庫のドアに救急安心シールを貼ります。
救急安心シールが、救急安心カードが保管されている目印になります。
- 救急安心カードと救急安心シールは市役所健康推進課で配布しています。

安心カード

	医療機関名 住 所	電話番号	診療科	受付時間	
				午 前	午 後
⑩	後藤田医院 新町1丁目2番7号	44-6811	外科・整形外科・ 肛門外科	月～金 8:15～12:30 第1・3・5土 8:15～12:30	月・火・木・金 14:00～18:00 休 診
⑪	JA北海道厚生連 網走厚生病院 北6条西1丁目9番地	43-3157	内科・消化器科	月～金 7:45～11:00	水～金 (全て予約制) 13:00～15:00
			呼吸器科	休 診	火 12:30～15:00
			循環器科	月～金 7:45～11:00	休 診
			小児科	月～金 7:45～11:00	月・火・木・金 13:00～15:00
			外科	月・火・金 7:45～12:00	水・金 (予約のみ) 12:30～15:00
			整形外科	月・火・木 7:45～11:00	木・金 (第1金曜日休診) 13:00～15:00
			産科 婦人科	月～木 7:45～11:00	月・火・木 13:00～14:30
				金 7:45～10:00	
			眼科	月～金 7:45～11:00	木 13:00～15:00
			耳鼻咽喉科	月・金 7:45～11:00	月・金 処置 (予約制) 14:00～15:30
					火・木 13:00～15:00
			皮膚科	木 ※第5木曜は休診 7:45～11:00	休 診
			脳神経外科	月～金 7:45～11:00	月・水・木 (全て予約のみ) 13:00～15:00
⑫	耳鼻咽喉科 いとうクリニック 南3条西2丁目15番地	45-3387	耳鼻咽喉科	月・火・水・金 9:00～12:00	月・火・水・金 15:00～18:00
				木 9:00～12:00	休 診
⑬	つくしヶ丘医院 つくしヶ丘5丁目10番14号	44-1181	内科・麻酔科・ 呼吸器内科	第2・4・5土 9:00～12:30	休 診
				月～金 9:00～12:00	月～金 13:00～17:00
⑭	はまむき医院 南5条西4丁目7番地	44-7365	内科・胃腸内科	月・火・水・金 8:30～17:30 (予約制)	月～金 13:00～17:00
				木・土 8:30～11:30 (検査日)	休 診
⑮	南5条クリニック 藤田整形外科内科 南5条西2丁目3番地	44-7305	内科・整形外科・外科・ リハビリテーション科	月・火・木・金 8:30～17:30	月・火・木・金 8:30～12:30
				水・土 ※第3土曜は休診 8:30～12:30	休 診
⑯	北海道立 向陽ヶ丘病院 向陽ヶ丘1丁目5番1号	43-4138	精神科・心療内科 (完全予約制)	月～金 8:50～11:30	火・木・金 (再診・予約のみ) 13:15～16:30
			外来特記事項	・新規外来の診察は、平日午前中のみ。 (予約受付時間：平日13:30～17:00) ・平日の午後は、再診の予約患者のみ診療。	
⑰	こまばクリニック 駒場北4丁目1-1	67-5310	内科・小児科・ 耳鼻咽喉科	月～金 8:00～11:30	月・火・木・金 14:30～17:00
				第2・4・5土 8:00～11:30	休 診
⑱	医療法人社団桂友会 網走脳神経クリニック 駒場北5丁目84-7	67-5131	脳神経外科・内科	月～金 8:30～11:30	月・火・木・金 13:00～16:00
				第2土 8:30～11:30	水 14:00～16:00 休 診

※「北海道・医療機能情報システム」より引用（医療機関名は略称で掲載）令和8年4月現在
※受付時間等は変更される場合があります。

歯 科 医 院						
	歯科医院名 住 所	電話番号	診療科	受付時間		
				曜 日	午 前	午 後
①	網走歯科クリニック 潮見171-39	67-9173	歯科	月～金	9:00～18:00	
		特記事項	訪問診療主体・予約制			
②	いとう歯科クリニック つくしヶ丘3丁目1番7号	45-6480	歯科・小児歯科	月・火・木・金	9:00～11:30	14:00～17:00
			水・第1・2・4・5土	9:00～11:30	休 診	
	特記事項	予約制				
③	医療法人社団 臼井歯科医院 駒場南5丁目2番12号	61-2522	歯科・矯正歯科・ 小児歯科	月～金	9:00～18:00	
			土	9:00～11:30	休 診	
	特記事項	予約制・新患随時受付				
④	えのもと歯科医院 潮見5丁目122番地33	43-8888	歯科	月～金	9:10～11:00	14:00～17:00
			土	9:10～11:00	休 診	
	特記事項	予約制・急患には対応				
⑤	医療法人社団 兼子歯科 北5条西1丁目8番地	43-2065	歯科	月・火・木	9:00～11:30	14:00～18:30
				水・金	9:00～11:30	14:00～17:00
				土	9:00～11:30	休 診
	特記事項	予約制・月1回土曜休診				
⑥	きたはら歯科医院 駒場南1丁目1番地26	44-3035	歯科・矯正歯科・ 小児歯科	月～金	9:00～11:30	14:00～17:30
				土	9:00～11:30	休 診
⑦	クリオネ矯正歯科 潮見156番地1	67-9000	矯正歯科	土・祝	9:30～16:00	
		特記事項	土・祝日予約診療			
⑧	小西歯科 南6条東2丁目8番地	43-3321	歯科・矯正歯科・ 小児歯科・歯科口腔外科	月・火・水・金	8:30～17:30	
				土	8:30～11:30	休 診
	特記事項	急患は随時対応可能				
⑨	つくし歯科 つくしヶ丘5丁目8番10号	61-1118	歯科・小児歯科	月・火・木・金	9:00～12:00	14:00～17:30
				水	9:00～12:00	休 診
				第1・3・4・5土	9:00～12:00	休 診
	特記事項	予約制・急患には随時対応				
⑩	医療法人社団 西村歯科医院 北6条西6丁目3番3号	44-6598	歯科・小児歯科	月・火・木・金	9:00～12:00	14:00～18:30
				水	9:00～12:00	14:00～16:30
				土	9:00～12:00	休 診
	特記事項	予約制・月1回土曜休診				
⑪	丹羽歯科 南6条東1丁目5番地	43-6933	歯科	月～金	8:45～11:45	14:00～17:45
				土	8:45～11:45	休 診
⑫	はすいけ歯科 北6条西2丁目9番地の1	45-1118	歯科・小児歯科	月～金	8:30～12:00	13:30～18:00
				土	8:30～12:00	休 診
⑬	米村歯科医院 潮見8丁目5番15号	43-0068	歯科	月～金	9:30～12:30	14:00～18:30
				土	9:30～12:30	休 診

※「北海道・医療機能情報システム」より引用（医療機関名は略称で掲載）令和8年4月現在
※受付時間等は変更される場合があります。

薬 局				
	薬局名 住 所	電話番号	営業日・開店時間	
			午 前	午 後
①	あばしり調剤薬局 向陽ヶ丘1丁目4番7号	昼・夜) 61-2777	月～金 9:00～17:30	
②	たきた薬局 南4条西1丁目2	昼) 43-3314	月～金 9:30～18:00 土 9:30～17:00	
③	有限会社 田中十字堂 南5条店 南6条西1丁目5番地の1	昼) 61-2888	月・火・木・金 9:00～12:15	月・火・金 14:00～18:00 木 14:00～18:30
			土 9:00～12:00	
④	調剤薬局ツルハドラッグ 網走北店 北4条西4丁目1-5	昼) 61-6611 夜) 080-6067-1243	月・火・水・金 9:30～18:00	
			木 9:30～17:00	
			土 9:30～13:00	
⑤	つつじ薬局 つくしヶ丘3丁目3番1-2号	昼) 67-4223 夜) 090-2697-4732	月 9:00～12:00	月 15:00～18:00
			火～木 9:00～12:00	火～木 14:00～16:30
⑥	ナカジマ薬局 網走南4条店 南4条西4丁目3-1	昼・夜) 67-4885	月・火・水・金 8:30～18:00	
			木 8:30～16:30	
			土 8:30～12:00	
⑦	ひまわり薬局 南六条店 南6条東1丁目1番地	昼) 44-0010 夜) 080-3856-2060	月～金 9:00～17:30	
⑧	よつば薬局 南4条西3丁目3番地	昼・夜) 44-2355	土 9:00～12:00	
			月～金 9:00～18:00	
⑨	つつじ薬局 潮見店 潮見7丁目14-8-1	昼) 67-5674	土 9:00～12:30	
			月～金 第1・3・5土 8:30～12:00	月～水・金 14:00～17:30
⑩	くるみ薬局 駒場北4丁目1-17	昼・夜) 67-7066	月・火・木・金 8:30～18:00	
			水 第2・4・5土 8:30～13:00	(第1・3土は休み)
⑪	アイン薬局 網走厚生病院店 北6条西1丁目9番地	昼) 67-5635	月～金・土・日・祝 8:30～18:00	
⑫	なの花薬局 網走潮見店 潮見153番地1	昼・夜) 67-8193	月～金 8:30～17:30	
⑬	よつば薬局 アルサキット店 駒場北5丁目84-7	昼・夜) 67-6020	第2・4土 8:30～12:30	
			月～金 9:00～17:00	
⑭	よつば薬局 せせらぎ店 駒場南3丁目7-21	昼・夜) 67-8730	第2土 9:00～12:00	
			月・水・木・金 9:00～19:00 火 9:00～17:00	
			土 9:00～13:00	

※「北海道・医療機能情報システム」より引用（薬局名は略称で掲載）令和8年4月現在
※開店時間等は変更される場合があります。

網走市
医療・介護マップ



※各番号の施設詳細情報は32～35ページ及び裏表紙を御覧ください。